

会

議

午前10時0分開会

○議長（中村 敦） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦） 日程により、過日、総務文教委員会に付託いたしました議第2号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第3号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定について、議第4号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第5号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第6号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第9号）、議第7号 令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議第8号 令和6年度下田市介護保険特別会計補正予算（第4号）、議第9号 令和6年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議第10号 令和6年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）、議第11号 令和6年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第2号）、以上10件を一括議題とします。

これより、総務文教委員会における審査の経過と結果について、土屋 仁委員長から報告を求めます。

4番 土屋 仁議員。

〔総務文教委員長 土屋 仁議員登壇〕

○総務文教委員長（土屋 仁） 総務文教委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので、報告します。

1. 議案の名称

1) 議第2号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

2) 議第3号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定について

3) 議第4号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

4) 議第5号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

5) 議第6号 令和6年度下田市一般会計補正予算(第10号)

6) 議第7号 令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

7) 議第8号 令和6年度下田市介護保険特別会計補正予算(第4号)

8) 議第9号 令和6年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

9) 議第10号 令和6年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)

10) 議第11号 令和6年度下田市公共下水道事業会計補正予算(第2号)

2. 審査の経過

1月24日、第1委員会室において議案審査のため、委員会を開催し、市当局より、内田総務課人事係長ほか大原財務課長、芹澤福祉事務所長、平川学校教育課長、鈴木企画課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は、会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由

1) 議第2号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

2) 議第3号 下田市特別職の常勤職員の給与支給条例の一部を改正する条例の制定について

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

3) 議第4号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

4) 議第5号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

5) 議第6号 令和6年度下田市一般会計補正予算(第10号)

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

6) 議第7号 令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

7) 議第8号 令和6年度下田市介護保険特別会計補正予算(第4号)

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

8) 議第9号 令和6年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

9) 議第10号 令和6年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

10) 議第11号 令和6年度下田市公共下水道事業会計補正予算(第2号)

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

なお、委員会審査及び討論、採決における主要な内容を申し添えます。

総務文教委員会に付託された議第2号から議第11号に係る議案は、令和6年人事院勧告に伴う条例改正及び人件費の補正といった内容であり、その補正額は、議員を含め、特別職と一般職の人件費合計で約9,000万円の増額であります。

人件費は義務的経費であり、固定費として継続性もあることから、今後は議会も市当局も、住民税、固定資産税等の税収確保、中長期的な財政見通しを市民に示していく必要があるなどの考えを、総務文教委員会として取りまとめました。

以上でございます。

○議長(中村 敦) ただいまの総務文教委員長の報告に対し、質疑を許します。

質疑ございませんか。

12番 沢登英信議員。

○12番(沢登英信) 人件費に伴うもので、その人件費の歳入方について、特別な配慮をはら

い、こういう決議をされたようですけれども、具体的には、その決議によって、どこでどのような方策が考えられるのか、その点について議論を交わされたのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

今の内容に反対するものではございませんが、具体的に、どういう点が今の市政の運営の中で不十分さがあって、そういう指摘をなされるのかという観点からのものであったかと思っておりますので、もう少し詳しく御説明をいただきたいと思っております。

○議長（中村 敦） 委員長。

〔総務文教委員長 土屋 仁議員登壇〕

○総務文教委員長（土屋 仁） 特段、歳入の増額に関する議論等はございませんでしたが、前回の全員協議会の中で示された中期財政見通しの中で、これについては、現在の要求額をそのまま実施した場合には、こうなるというような財政見通しでありましたけれども、財政状況が非常に逼迫するという中で、今後その税収確保であるとか、財源確保に努めていただきたいというような内容でございます。

また、財務課の予算の審議の中で、今年度、交付税が追加配付されたというような中で、実は、その中にも給与改定費というものが入っていると。来年度以降も、こういった物価高騰だとか、賃金上昇といった部分も、当初から見込まれてくるのではないかというような財務課の答弁があったというところでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。お疲れさまでした。

以上で、委員長報告と質疑を終わりました。

これより、討論、採決を行います。

まず、議第2号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議題2号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第3号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第3号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第4号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第4号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第5号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第5号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第6号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第10号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第6号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第10号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第7号 令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決するこ

とに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第7号 令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第8号 令和6年度下田市介護保険特別会計補正予算（第4号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第8号 令和6年度下田市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第9号 令和6年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第9号 令和6年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第10号 令和6年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第10号 令和6年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第11号 令和6年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第11号 令和6年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

○議長（中村 敦） これをもって、令和7年1月下田市議会臨時会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午前10時17分閉会